

参考

本校での1年間の飲料用自動販売機の販売想定数量等

1. 缶及びPETの販売状況

※本校では、現在、2社が飲料用自動販売機を設置している。

(1) 年間の販売数量

①A社の平成25年4月から翌年3月までの販売状況（1年間）

缶 8,700本

PET 9,197本

②B社の平成25年8月から平成26年7月までの販売状況（1年間）

缶 11,277本

PET 11,844本

合計 (①+②)

缶 19,977本

PET 21,041本

計 41,018本

(2) 飲料の自動販売機（紙パック及びコップの飲料を含み、アイス除く）

①公募する自動販売機台数 12台

②既存の自動販売機台数 9台

計 21台（割合は、新：既=57：43）

(3) 公募する自動販売機の1年間の販売想定数量

① 缶 $19,977 \text{ 本} \times 57\% = 11,387 \text{ 本}$

② PET $21,041 \text{ 本} \times 57\% = 11,993 \text{ 本}$

2. 本校の学生及び教職員数（平成26年5月1日現在）

①学生（学科生及び専攻科生） 1,091名

②教職員 124名

計 1,215名

(参考例)

緊急災害時における飲料提供に関する協定書(案)

独立行政法人国立高等専門学校機構小山工業高等専門学校（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次の条項によって協定を締結するものとする。

(目的)

第1条 この協定は、乙が甲の管理施設内に設置・運営する自動販売機内の在庫飲料（以下「飲料」という。）を、緊急災害時に本校の学生及び教職員または地域住民等に提供する必要が生じた場合における飲料の無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定は、小山市の区域内における地震その他の災害により重大な被害が発生し、甲の自治体に災害対策本部が設立されまたは設立の可能性がある場合は、甲から飲料の提供について要請があったときをもって発効するものとする。ただし、緊急を要し、かつ、通信連絡網が遮断されている場合は、乙に要請をしなくとも発効するものとする。

(飲料の提供方法)

第3条 ・・・(飲料の提供方法を記載する)・・・

(例) 専用キー貸与や乙から職員派遣など自動販売機を開放し、飲料を提供する方法を記載する。

(提供結果の通知)

第4条 甲は、第3条に基づき、飲料を本校の学生及び教職員または地域住民等に供した場合は、後日速やかに乙に使用結果を通知するものとする。

(協定期間)

第5条 この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け契約締結をした小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託契約書により定めた委託期間とする。

(協議)

第6条 この協定に定めがない事項、あるいはこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇〇日

甲 栃木県小山市大字中久喜 771番地
独立行政法人国立高等専門学校機構
小山工業高等専門学校長 大久保 恵

乙 ○○○○
○○○○

(注意) 上記の協定書(案)(参考例)は、小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託の公募に際し提出された企画提案書に基づき協定を締結しますので、上記の各条項は企画提案書の内容に応じて変更が可能ですが、基本的な事項は変更できませんのでご注意下さい。